

第 2 次秋田県地球温暖化対策推進計画の見直しについて

○内容及びスケジュール

1 根拠法	地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条の規定に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」
2 内容	<p>根拠法の改正も予定されており、改正内容も踏まえながら次のような事項で構成する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本県の温室効果ガスの排出状況とその特徴 ○再生可能エネルギーの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> 同じく見直しが予定されている「秋田県新エネルギー産業戦略」との協調 ○家庭や事業者に向けた温暖化防止の取組の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・高効率機器や低燃費自動車などの導入促進 ・住宅・建築物の高断熱化の促進 ・再生可能エネルギー(太陽熱、地中熱、雪氷熱などの熱エネルギーも含む)の利用促進 ・農林水産業施策との協調による森林の保全・整備、環境保全型農業の推進 <p>など</p> <ul style="list-style-type: none"> ○循環型社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> 「第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画」との協調 ○本県の気候変動の状況と影響 ○関係機関が連携した気候変動対策(適応策)の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業 ・防災 ・健康被害対策 ・水資源、水環境 <p>など</p>
3 スケジュール	<p>令和3年 7月～ 地域温暖化対策推進計画協議会 (3回)</p> <p>9月 県議会への報告(骨子案)</p> <p>12月 県議会への報告(素案)</p> <p style="text-align: center;"><u>地球温暖化対策部会書面開催</u></p> <p style="text-align: center;">パブリックコメント実施</p> <p>令和4年 2月 県議会への報告(計画案)</p> <p>3月 <u>地球温暖化対策部会へ諮問・答申</u>、策定</p>
4 計画期間	<p>令和4年度から令和12年度(予定)</p> <p>およそ5年毎に見直し</p>